

【資料 3 - 1】

令和5年度 事業計画（案）

期間等	内 容
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 日曜・祝日・年末年始運休	中央市コミュニティバス運行 平日：243日 土曜：50日 年間乗車目標人数 10,000人 ※令和5年4月1日からバス車両変更
令和5年5月21日	輪になろう中央市民のつどいへ参加 コミュニティバスの展示、アンケート調査 等
令和5年6月～令和6年3月 （令和4年7月～令和6年3月）	中央市地域公共交通計画策定 令和4年7月から令和6年3月末までの2カ年で作成
令和5年11月予定	啓発事業 中央市ふるさとまつりへ参加
令和5年11月～12月予定	啓発事業 家庭の日・青少年を育むポスター特選作品をバス内に掲示
令和5年12月予定	啓発事業 やまなし公共交通フェスティバルへの参加

令和5年度 地域公共交通活性化協議会の開催予定

回 数	開催時期	議 題
第1回	令和5年5月26日	・令和4年度事業報告・会計報告・会計監査報告について ・令和4年度とまチュウバス利用実績報告について ・令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について ・地域公共交通計画策定について
第2回	令和5年6月下旬	・令和6年度生活交通確保維持改善計画（案）について ・地域公共交通計画策定について 令和4年度経過等報告 令和5年度スケジュール等
第3回	令和5年8月	・地域公共交通計画について

※協議会の開催は6回程度を見込んでいますが、事業の進捗状況に応じて変動します。
第3回以降の開催日時、議題等は決まり次第、文書にて通知いたします。

令和5年度中央市地域公共交通活性化協議会予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

款	項	目	金 額	説明
1 負担金			15,281,219	・ 中央市負担金
	1 負担金		15,281,219	
		1 負担金	15,281,219	
2 補助金			0	・ 国補助金 （フィーダー） ※運行委託業者へ
	1 補助金		0	
		1 補助金	0	
3 繰越金			435,177	・ 繰越金
	1 繰越金		435,177	
		1 繰越金	435,177	
4 諸収入			104	・ 運賃収入 ※運行委託業者へ ・ 預金利子
	1 雑入		104	
		1 雑入	104	
歳 入 合 計			15,716,500	

2. 歳出

（単位：円）

款	項	目	金 額	説明
1 運営費			100,000	・ 報酬等
	1 会議費		80,000	
		1 会議費	80,000	
	2 事務費		20,000	・ 通信運搬費 ・ 振込手数料 等
		1 事務費	20,000	
2 事業費			15,586,500	・ 運行委託費 ・ 地域公共交通計画 策定業務委託費 ・ 啓発費等
	1 事業費		15,586,500	
		1 事業費	15,586,500	
3 予備費			30,000	
	1 予備費		30,000	
		1 予備費	30,000	
歳 出 合 計			15,716,500	

【資料 3－2】

中央市地域公共交通計画について

1. 経緯

令和 2 年 11 月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。

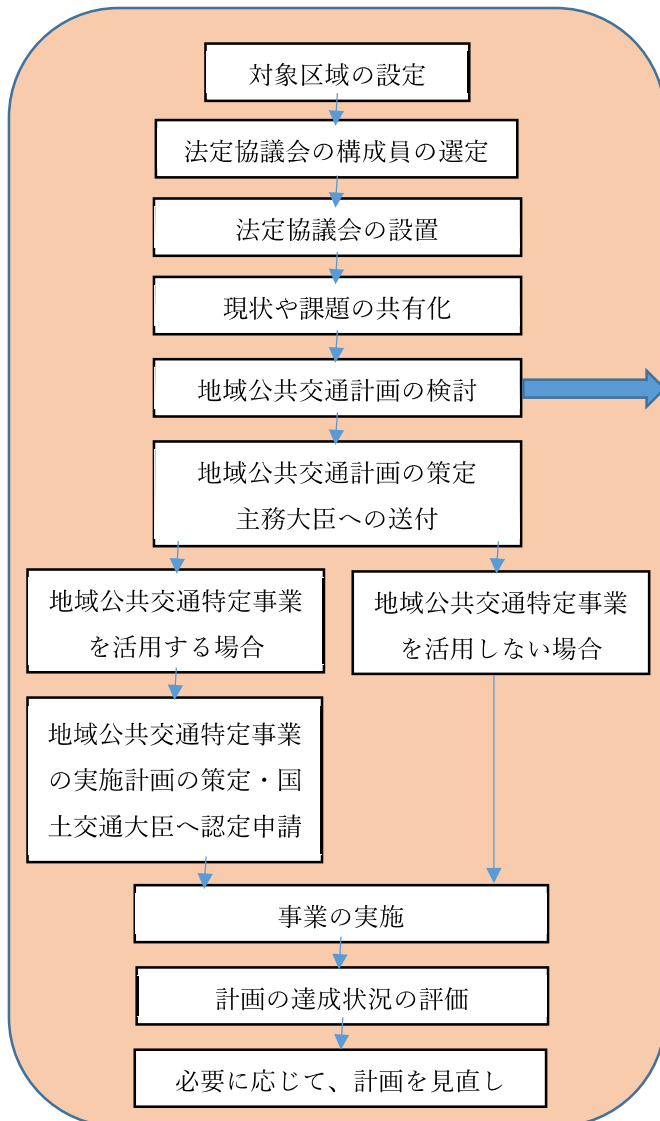
計画作成は、現在『とまチュウバス』の運行に活用している、国の地域内フィーダー系統確保維持費補助要件となっており、猶予期間である令和 6 年 6 月までの計画作成及び、計画における地域公共交通確保維持事業（補助系統等）に関する内容の具体的な位置づけが必要となりました。

2. 目的

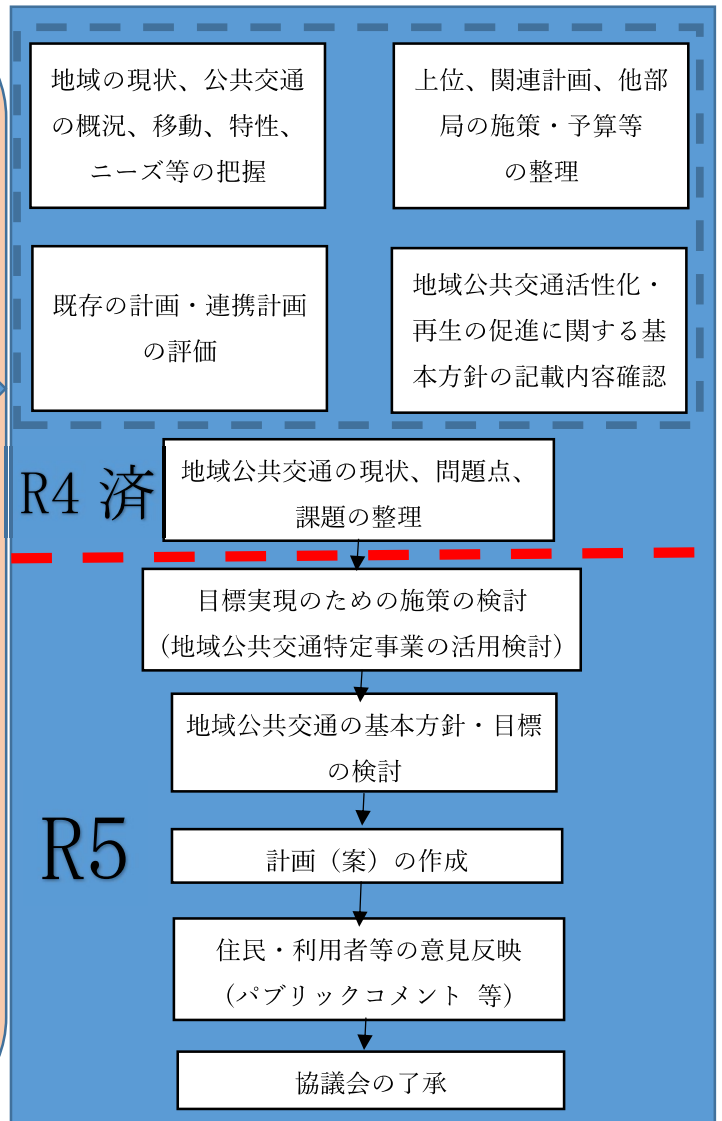
公共交通に対する環境や交通需要が変化しているなか、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加など、公共交通を取り巻く現状や課題を把握し、課題の解決及び将来的に持続可能な地域公共交通の形成を目指し、本市にふさわしい新たな公共交通のあり方をまとめ「地域交通に関するマスタープラン」としての役割を担う計画を作成するもの。

3. 計画策定の流れ

【全体の流れ】



【計画の検討手順】



4. 策定(作成)手法

策定にあたっては本協議会を主体としますが、昨年度に引き続き、問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網の検討、計画(案)のとりまとめ等、専門的な知識及び経験を要する業務に関しては、業者へ委託したいと考えております。

協議会は委託業者と連携し、従来のバスやタクシー等といった既存の公共交通サービスを最大限活用したうえで、課題・問題解決に向けた新たな取り組みの導入を含めた検討及び関係機関との協議を実施し「中央市地域公共交通計画」を作成していきます。

5. スケジュール(仮)

【令和5年度】

令和5年5月26日：業務委託に関する内容及び業者選定について検討

6月以降：委託契約&業務着手

）

随 時：協議会の開催(業務報告及び検討・協議)

）

令和5年12月初旬：計画(案)作成

令和6年 1月初旬：パブリックコメント実施

2月中旬：意見反映、計画(案)修正

3月中旬：中央市地域公共交通計画書とりまとめ

【資料 3－3】

中央市地域公共交通計画策定に係る業務委託について

◇計画策定に要する主たる業務◇

【全 体】

- ①市上位計画及び関連計画等の整理
- ②地域特性の整理・分析
- ③公共交通の実態把握
- ④公共交通に関するニーズ等調査
- ⑤課題の整理
- ⑥事例等収集
- ⑦仮説の立案
- ⑧基本方針及び目標の検討
- ⑨具体施策の検討(問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網)
- ⑩計画書(素案)の検討・作成
- ⑪住民・利用者の意見反映
- ⑫計画書のとりまとめ
- ⑬協議会の運営支援

【令和 4 年度】(済)

『中央市地域公共交通計画策定調査等業務』 提案限度額：7,304,000 円

- ①市上位計画及び関連計画等の整理
- ②地域特性の整理・分析
- ③公共交通の実態把握
- ④公共交通に関するニーズ等調査
- ⑤課題の整理
- ⑥事例等収集
- ⑦仮説の立案
- ⑬協議会の運営支援

【令和 5 年度】(予定)

『中央市地域公共交通計画策定支援業務(仮)』 予算額：5,246,000 円

- ⑧基本方針及び目標の検討
- ⑨具体施策の検討(問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網)
- ⑩計画書(素案)の検討・作成
- ⑪住民・利用者の意見反映 (パブリックコメントの実施支援)
- ⑫計画書のとりまとめ
- ⑬協議会の運営支援

中央市地域公共交通計画策定支援業務

仕 様 書（案）

令和 5 年 5 月

中央市地域公共交通活性化協議会

◇業務目的

人口減少、少子高齢化が進むなか、自家用車への依存度はますます高まり、中央市内における地域公共交通においても利用者の減少や収支の悪化、運転手不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少などにより地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

一方で、自家用車を所有しない、もしくは自らの運転が困難な高齢者等の「交通弱者」や地域公共交通が存在しない「交通空白地域」への移動手段の確保は重要な課題となっている。

本業務は、令和4年度に実施した中央市地域公共交通計画策定調査等業務の成果(報告書等)を基に、「誰もが利用しやすく移動しやすい仕組みづくり」の実現に向けた地域公共交通施策のマスタープランとなる「中央市地域公共交通計画」(以下、「計画」という。)の策定及び円滑な協議会運営等の支援を目的とする。

1 業務名

中央市地域公共交通計画策定支援業務

2 履行期間及び履行場所

履行期間は契約締結の日から令和6年3月22日(金)までとし、履行場所は中央市全域とする。

3 業務内容

計画期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の5年間とし、以下の内容を基本とする。

検討を要する項目については、令和4年度に実施した中央市地域公共交通計画策定調査等業務の成果(報告書等)を基に検討を進めるが、必要に応じて追加調査を行うこと。

(1) 業務計画準備

本業務の目的を十分に考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するため、業務の実施方法、工程、体制等を記した業務計画書を作成し、発注者と十分な打ち合わせを行う。

(2) 目指す将来像、基本方針、目標等の検討、設定

中央市が目指す将来的な地域公共交通のあり方、公共交通サービスの提供、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方向性等を定め、今回の計画期間における基本方針、サービス水準、目標及び数値目標を各種関連計画等と整合性を図り設定する。

(3) 具体施策の検討

目標達成に向けた具体的な施策事業及び利用促進策について関係機関との協議・調整を行いながら検討する。

施策事業の検討にあたっては、計画期間内に推進する短中期的な視点とともに、計画期間後の長期的な視点も踏まえ事業内容、実施主体、事業スケジュール、事業費などを検討するとともに、事業実施に要する協議、制度設計、各種許認可等についても確認し支援すること。

- ①新たなモビリティ導入（新たな役割や機能、導入に適した地域）
- ②既存公共交通ネットワークの再編内容
- ③利便性の向上・利用促進施策
- ④公共交通事業者等との連携施策（支援施策）
- ⑤その他サービス（他業種との連携サービス等）
- ⑥市内全域における交通手段別の運行方法等の展開策

（４）評価方法の検討

目標の達成状況を評価するための進行管理方法や、PDCA サイクルによる事業の推進体制、評価方法及びスケジュール等を検討する。

（５）地域公共交通計画（案）のとりまとめ

上述までの検討結果、中央市地域公共交通活性化協議会における意見や審議結果等を踏まえ、実現可能で持続可能な公共交通ネットワークを構築するための「中央市地域公共交通計画（案）」を作成する。

（６）パブリックコメントの実施支援

地域公共交通計画（案）に対する市民からの幅広い意見を把握するパブリックコメントの実施支援をおこなう。

- ①パブリックコメント実施に要する公表用資料の作成
- ②寄せられた意見等の整理、回答案の作成
- ③中央市地域公共交通計画（案）への反映、見直し

（７）協議会の運営支援（協議会への説明及び意見聴取）

下記の内容について協議会の会議に必要な会議資料を作成するとともに、会議に出席し、運営支援を行う。なお、協議会の開催は５回程度を予定している。

（８）報告書の作成

本業務の結果をまとめた報告書を作成する。

４ 成果品

主な納入成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ①業務報告書（Ａ４判 ファイル綴じ） | １部 |
| ②中央市地域公共交通計画 本編（クルミ綴じ） | ４０部 |
| ③中央市地域公共交通計画 概要版（Ａ４カラー版） | ２０部 |

④電子データ（CD-R もしくは DVD-R） 1 式

※電子データは Microsoft 製 Word または Excel の編集可能なデータを原則とし、作図などで他の形式データを使用する場合は別途協議とする。

5 資料の貸与

本業務の実施にあたり、受託者に対し本業務に要する協議会等で作成又は保有している各種資料を貸与するものとし、受託者は貸与資料の紛失、汚損、破損等がないよう取り扱いには十分注意すること。なお、原則として複製を禁じ、本業務の完了後は速やかに本協議会に返却すること。

6 秘密の保持

受託者は本業務において知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務に際し個人情報を取り扱う場合には、中央市個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密の保持について万全の管理を行うこと。

7 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权はすべて本協議会に帰属するものとする。

8 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は関連項目を再検査し、受託者の負担において不良個所を修正、補足するものとする。

9 損害賠償等

受託者は本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、本協議会に対し発生事由及び処理結果を書面にて報告すること。

10 納期及び納入場所

成果品の納期は履行期限までとし、納入は本協議会事務局（中央市企画課）とする。

11 照査

照査については、次の項目について実施する。

- (1) 基礎情報や広域的情報の把握の適正さの照査
- (2) 検討方法や検討結果の妥当性についての照査
- (3) 成果品の内容の適正さの照査
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた作業の照査

12 打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手時、中間時、成果品納入時の他必要に応じて行う。

また、打ち合わせの内容は、受注者において必ず打合せ簿を作成し、その都度、内容を明確にして提出しなければならない。

1 3 参考文献等の明記

文献その他資料を引用した場合には、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

1 4 配置予定技術者の資格

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。

管理技術者は以下の資格のいずれかを有し、受託者と正規雇用関係にあるもの。

ア 技術士：総合監理部門（建設部門関連）、技術士（建設部門）

イ R C C M（都市計画及び地方計画）（道路）

1 5 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本協議会と受託者が協議する。

1 6 実施主体

中央市地域公共交通活性化協議会 会長 赤岡 重人

担当：中央市地域公共交通活性化協議会事務局（中央市企画課）

住所：〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 3 0 1 番地 1

電 話：0 5 5－2 7 4－8 5 2 3

F A X：0 5 5－2 7 4－7 1 3 0

メールアドレス：linear-kotsu@city.chuo.yamanashi.jp

『中央市地域公共交通計画策定支援業務』の契約方法

地域公共交通計画の策定は専門的な知識及び経験を要することから、策定支援業務を専門業者へ委託予定。

○委託業務内容

- ・基本方針・目標の検討・設定
- ・具体施策の検討
- ・評価方法の検討
- ・計画（素案）の検討・作成
- ・パブリックコメントの実施支援（住民・利用者の意見反映）
- ・計画書とりまとめ

○契約方法

- ・ 1 社随意契約

対象業者：株式会社 ケー・シー・エス 東京支社 （代表者：東京支社長 熊谷 慶一）
東京都文京区小石川 1-1-17

- ・ 随意契約理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号『性質又は目的が競争入札に適しないため』

本業務は中央市地域公共交通計画策定支援を行う業務である。

一般的に、計画策定に当たっての業務は、現状調査・課題の抽出・施策の検討・計画書の取りまとめを一連のプロセスとして実施する。

本計画の策定においても、その一般的なプロセスにより、一連の委託業務として行うべきところ、工期が 2 年度にわたることが見込まれ、市の財政処理上の都合により、年度毎に分割して、実施することとされたものである。

このため、本業務の実施に当たっては、本来実施することが想定されていた「前工程」の受託業者が継続して実施することが自然であり、当該業者は、現状や課題に熟知し、仮の施策方針案の提案までおこなっていることから、以降の「後工程」を円滑に実施することが期待できる。

以上の理由から、株式会社 ケー・シー・エス 東京支社と随意契約としたい。

参考

『令和 4 年度中央市地域公共交通計画策定調査等業務』 ※指名型プロポーザル方式
中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会にて令和 4 年 8 月 12 日（金）にプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、最高合計得点者であった株式会社ケー・シー・エスを優先交渉権者として選定、契約締結。

契約金額：7, 304, 000 円 （落札率：100%） ※参加 2 者同額

履行期間：令和 4 年 8 月 29 日（契約締結日）～ 令和 5 年 3 月 24 日

指名業者数：5 者

参加業者数：2 者 ※辞退者数：3 者